

金沢美術工芸大学教育施設等学外者使用規程の運用について

令和5年8月16日

内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、金沢美術工芸大学教育施設等学外者使用規程（令和5年8月16日規程第1号。以下「規程」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の目的)

第2条 金沢美術工芸大学の教育施設等（規程第2条に定めるものをいう。以下「教育施設等」という。）を使用することができる場合は、規程第1条に定める趣旨に鑑み、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、社会福祉協議会その他これらに類する地域活動団体が行う各種活動
- (3) 国、地方公共団体その他これらに類する団体はその業務として行う活動
- (4) 官公署又は企業等が行う公共的・公益的な各種検定試験又は模擬試験
- (5) 学術団体が主催する集会等
- (6) その他理事長が使用の目的が適当であると認めるとき。

(使用の申請)

第3条 規程第4条の規定により、教育施設等の使用の承認を受けようとする者は、金沢美術工芸大学教育施設等使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）により、理事長に申請しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第4条 使用申請書の受付期間は、教育施設等を使用する日の1箇月前の日の属する月の初日から当該施設を使用する日の7日前までとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(使用承認書の交付)

第5条 理事長は、教育施設等の使用を承認したときは、金沢美術工芸大学教育施設等使用承認書（様式第2号。以下「使用承認書」という。）を申請者に交付する。

(使用料金の減免)

第6条 規程第10条の規定に基づき教育施設等の使用に係る実費の減免を受けようとする者は、金

沢美術工芸大学教育施設等使用料金減免申請書（様式第3号）により、理事長に申請しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、規程に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用当日は、使用の前後に本学職員又は警備員に届け出るとともに、使用承認書を提示すること。
- (2) 本学敷地内において、飲酒又は喫煙しないこと。
- (3) 寄附金の募集又は物品等の販売、これらを目的とする宣伝その他の行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (5) 許可を受けた場所以外にみだりに立入らないこと。
- (6) 使用場所の清掃、整理整頓を行うこと。
- (7) 施設その他器物を破損したときは、直ちに届け出ること。
- (8) その他本学の指示に従うこと。

（雑則）

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この内規は、令和5年10月1日から施行する。

金沢美術工芸大学教育施設等使用申請書

年 月 日

（あて先）公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

※代表者名は署名又は記名押印

貴学の施設を次のとおり使用したいので、申請します。

1 使用施設	<input type="checkbox"/> アリーナ（冷暖房： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし） <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> レクチャーホール
2 使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
3 使用目的	
4 使用人数	人
5 使用機材	
6 特別の設置施設	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合、設置施設の概要書を添付すること
7 使用責任者 ※ 申請者と異なる 場合のみ記入	住 所 :
	氏 名 :
	電話番号 :

金沢美術工芸大学教育施設等使用承認書

承認番号第 号

年 月 日

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

公立大学法人金沢美術工芸大学
理事長

年 月 日付けで申請のあった、本学教育施設等の使用について、次のとおり承認
します。

1 使用施設	<input type="checkbox"/> アリーナ <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> レクチャーホール
2 使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
3 使用目的	
4 使用機材	

使用承認の条件

- (1) 使用当日は、使用前後に本学職員又は警備員に届出るとともに、使用承認書を提示すること。
- (2) 本学敷地内において、飲酒又は喫煙しないこと。
- (3) 寄附金の募集又は物品等の販売、これらを目的とする宣伝その他の行為をしないこと。
- (4) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (5) 許可を受けた場所以外にみだりに立入らないこと。
- (6) 使用場所の清掃、整理整頓を行うこと。
- (7) 施設その他器物を破損したときは、直ちに届け出ること。
- (8) その他本学の指示に従うこと。

上記の条件が守られない場合は、使用承認を取り消します。

金沢美術工芸大学教育施設等使用料金減免申請書

年 月 日

（あて先）公立大学法人金沢美術工芸大学 理事長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

電話番号

※代表者名は署名又は記名押印

金沢美術工芸大学教育施設等の使用に係る実費について、次のとおり減免を受けたいので申請します。

1 使用施設	<input type="checkbox"/> アリーナ <input type="checkbox"/> グラウンド <input type="checkbox"/> レクチャーホール
2 使用日時	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
3 使用目的	
4 減免申請の理由	